



報道発表資料の配付日時 2月9日(水) 15時30分

発表項目 (行事名)	道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会「調査書(追加調査分)」の提出について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 概要</p> <p>○ 令和3年10月19日付けで、知事に対し、道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会「調査書」が提出されたところですが、このたび、2月7日(月)、第三者調査委員から、追加調査を行った江差高看の卒業生1名の事案について、ハラスメントとして認定した旨の調査結果の提出があったのでお知らせします。</p> <p>○ なお、本事案は、令和3年5月23日の当初の申出期日以降に調査の申出があったものですが、当該卒業生の現地聞き取り調査が実施できず、10月の調査結果から除外していたものです。</p> <p>2 経過</p> <p>9月21日 当該卒業生から道に対し、ハラスメントの申出 10月6日 教員に対する第三者委員会の現地聞き取り 10月19日 第三者委員会「調査書」の提出 ※ 当該事案は、本人との連絡が取れず、聞き取りができなかったため、調査対象から除外。 10月22日 当該卒業生から道に対し、改めての聞き取り調査希望の連絡 12月27日 当該卒業生に対する第三者委員会の現地聞き取り</p> <p>3 追加調査結果の概要</p> <p>(1) 事案の概要 学生が寮外で飲酒により入院し門限に遅れたことに対し、規程に基づかない1か月間の退寮処分とした。(分類：教育的配慮の不足)</p> <p>(2) 追加調査後のハラスメントの認定状況 被害学生数 15名(+1名) 加害教員数 11名(追加事案の加害教員は、当初の調査書で加害認定済み) 事案総数 102件、うちハラスメント認定件数 53件(各+1件)</p> <p>4 被害学生に係る対応</p> <p>○ 本人宛てに第三者調査委員会「調査書」を送付の上、他の被害学生と同様に、救済策を検討。</p>		
参考	詳細は、別添「道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会からの「調査書」【概要版】追加調査分」参照		

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク

担当(連絡先)	保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係(担当：平井) TEL 011-204-5251 ダイヤルイン 内線 25-362
---------	--

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する

第三者調査委員会「調査書」【概要版】

追加調査分

令和4年（2022年）2月7日

道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する

第三者調査委員会

1 趣 旨

令和3年10月19日付けで、北海道知事に対して、道立江差高等看護学院を巡る諸問題への対応に関する第三者調査委員会「調査書」の提出を行ったが、当初申出のあった30名の学生・元学生とは別に、調査の申し出があった1名の元学生（江差高等看護学院）と、調査の途中で本人に連絡が取れなくなり、現地聞き取り調査が実施できず、10月19日付けの「調査書」には反映できなかったが、先般、当該元学生から、第三者調査委員会あてに連絡が入り、現地聞き取り調査の実施希望があった。

第三者調査委員会においては、今後、本人と連絡がとれた場合は、これまで第三者調査委員会が関わってきた経緯があることから、本件事案に限り、追加調査の対象事案とし、その調査結果について、追加により道に報告する旨を事前に協議済みであったことから、令和3年12月27日に現地聞き取り調査を実施した結果、ハラスメント（「a」）として認定した。

2 第三者調査委員会がハラスメントとして認定した件数（追加調査分の件数）

（1）学生数

追加調査の対象としたのは、元学生1名（江差高等看護学院）であり、事実認定の結果、当該元学生1名については、ハラスメントを受けたと認定した。

（2）教員数

追加調査の対象とした教員は1名（江差1名）であり、ハラスメントを行ったと認定した教員は1名（江差1名※10月19日の調査書において、既に認定済の教員）。

（3）調査対象事案件数

総数（延べ数）		1件		
A 事実と認められるもの	a	ハラスメントとして認定したもの	1件	
	b	ハラスメントとして認定できないもの		
		1	不適切な指導・対応であるもの	0件
		2	不適切な指導・対応とは言えないもの	0件
B 事実とまでは認められないが事実である可能性が高いもの	a	ハラスメントとして認定したもの	0件	
	b	ハラスメントとして認定できないもの		
		1	不適切な指導・対応であるもの	0件
		2	不適切な指導・対応とは言えないもの	0件
C A又はBに至らないもの		0件		

3 第三者調査委員会がハラスメントとして認定した件数
 (令和3年(2021年)10月19日付け「調査書」に追加調査分の件数を加えた件数)

(1) 学生数

調査対象とした学生は25名(江差高等看護学院20名・紋別高等看護学院5名)おり、そのうち19名(江差14名・紋別5名)は自身がハラスメントを受けたと訴えており、6名は自身以外の学生へのハラスメントや学院の実情等を訴えている。

事実認定の結果、ハラスメントを受けたと認定された学生は15名(江差12・紋別3名)である。

(2) 教員数

調査対象とした教員は15名(江差8名・紋別8名、うち1名は重複)おり、ハラスメントを行ったと認定した教員は11名(江差7名・紋別5名※うち1名は重複)である。

(3) 調査対象事案件数

総数(延べ数)			102件	
A 事実と認められるもの	a	ハラスメントとして認定したもの	48件	
	b	ハラスメントとして認定できないもの		
		1	不適切な指導・対応であるもの	31件
		2	不適切な指導・対応とは言えないもの	3件
B 事実とまでは認められないが事実である可能性が高いもの	a	ハラスメントとして認定したもの	5件	
	b	ハラスメントとして認定できないもの		
		1	不適切な指導・対応であるもの	4件
		2	不適切な指導・対応とは言えないもの	0件
C A又はBに至らないもの			11件	

別紙

本調査委員会がハラスメントとして認定した事実一覧（追加1件）

(1) A教員による行為 (No.48)

以下のとおり、A教員によるハラスメントとして、1件の事実を確認した。

No.48 A教員は、o学生が寮外での飲酒により入院し門限に遅れたことに対し、
規程に基づかない1ヶ月間の退寮処分とした。